

議 員 派 遣 の 件

令和5年3月17日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 令和5年度全国町村議会議長・副議長研修会

- (1) 目 的 : 全国の町村議会議長・副議長を対象とした、町村議会が果たす役割の重要性の再確認・活性化に資するための研修会に参加
- (2) 期 日 : 令和5年5月23日～5月24日
- (3) 場 所 : 東京都
- (4) 派遣議員 : 議長、副議長